

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市民生委員定数条例の制定について

熊本市民生委員定数条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づく本市の区域に置かれる民生委員の定数は、1, 436人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による民生委員法（昭和23年法律第198号）の一部改正に伴い、本市の区域に置かれる民生委員の定数を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。